

津市職員等の旅費に関する条例及び同施行規則の運用方針

平成18年1月1日訓第23号

(趣旨)

第1条 この運用方針は、津市職員等の旅費に関する条例（平成18年津市条例第45号。以下「条例」という。）及び津市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成18年津市規則第28号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(運賃)

第2条 出張に係る運賃（鉄道賃、船賃及び航空賃をいう。第7条において同じ。）は、乗車券、乗船券等の発売日の額によるものとする。

(鉄道旅行における路程)

第3条 鉄道旅行における路程は、最も経済的な最寄りの鉄道駅を起点として計算するものとする。

(急行料金及び座席指定料金)

第4条 急行料金及び座席指定料金を徴する列車が目的駅に停車する場合は、当該目的駅までの急行料金及び座席指定料金を支給するものとする。

2 急行料金及び座席指定料金を徴する列車が目的駅に停車しない場合は、当該列車が停車する目的駅の直前の駅までの急行料金及び座席指定料金を支給するものとする。ただし、当該直前の駅までの距離が片道30キロメートル未満の場合は、支給しないものとする。

3 一の出張に係る目的地が2以上あり、かつ、その最終目的地までの路程が条例第7条第2号又は第21条第1項若しくは第3項に規定する距離を満たす場合には、急行料金及び座席指定料金を徴する列車の利用区間毎に急行料金及び座席指定料金を支給することができる。

(航空賃)

第5条 航空機の利用による旅行に係る旅費の合計額（運賃、日当及び宿泊料の合計額をいう。以下この項において同じ。）が鉄道の利用による旅行に係る旅費の合計額より低廉となる場合においては、航空機の利用によるものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

(日当)

第6条 1日のうち命令を異にして2回以上出張した場合において、当該出張

が1日の日当の定額を超えるときは、1日分のみの日当とする。

(車賃)

第7条 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 市外に出張する場合において、当該目的地における同一行政区域（特別区、市、町及び村の区域をいう。）内の車賃は、原則としてこれを支給しないものとする。

(宿泊料)

第8条 規則別表備考第3項に規定する宿泊するに要する実費額に食事が含まれていない場合においては、当該実費額に次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額を加えた額を同項に規定する宿泊するに要する実費額とするものとする。

- (1) 朝食料が含まれていない場合 1,300円
- (2) 夕食料が含まれていない場合 1,300円
- (3) 朝食料及び夕食料が含まれていない場合 2,600円

(公用の交通機関)

第9条 公用の交通機関は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 庁用車
- (2) 貸切バス、借上車、借上船等
- (3) その他市以外の公的機関の提供による交通機関

(出張命令簿の記載要領)

第10条 出張命令簿の記載要領は、次のとおりとする。

- (1) 出張地の欄は、行政単位である市町村名及び場所名等を具体的に記入する。
- (2) 用件の欄は、詳細に記入する。
- (3) 印欄は、出張命令を受領した者が押印する。
- (4) 摘要欄は、随行出張、出張取消し、変更等その他必要事項を記入する。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。